

廃棄物の焼却行為は禁止されています！！

5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下）

廃棄物の野外焼却行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除き全面的に禁止となっており、違反すると罰則（5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金）もあります。

庭先や空き地などのごみの焼却は、煙や悪臭、灰の飛散などにより近隣の生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、ダイオキシンなどの有害物質の発生原因にもなります。

家庭から発生した廃棄物は焼却せずに、きちんと分別し、決められた収集日に集積所へ出してください。また、事業所から発生した廃棄物にあつては廃棄物処理業の許可を持った業者と契約のうえ、適正に処理を行ってください。

焼却禁止の例外	
焼却内容	具体例
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	火災予防訓練 災害時の応急対策
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	しめ縄や門松等の焼却
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	畦の草や下枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの	キャンプファイヤー 落ち葉たき

※ 焼却禁止の例外に該当する場合であっても、煙等で周辺環境への影響が認められる場合は、行政指導の対象となり、焼却を中止していただく場合もありますので十分ご注意ください。

◎市に多く寄せられる苦情内容の一例

- ・煙くて窓を開けることができない
- ・洗濯物が臭くなる（灰で汚れる）
- ・いつ火災が発生するか不安である
- ・煙で咳が止まらない
- ・アレルギーを持っている

